

令和7年3月26日

東京海洋大学

海洋科学専攻科における補充入学の出願資格について、令和8年度募集(※)から下記のとおり変更いたします。

記

【変更後】

登録船舶職員養成施設として認定を受けた大学の水産系学部において、以下に定める(1)及び(2)の授業科目の単位を同一の大学で修得して、卒業又は入学予定年度の前年度の3月に卒業する見込みの者とする。

- (1) 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則に規定する海技免状取得に必要な単位数として8単位以上
(航海に関する科目にあつては4単位以上、運用に関する科目にあつては2単位以上、法規に関する科目にあつては2単位以上)
- (2) 総トン数千六百トン以上の沿海区域を航行区域とする船舶、総トン数二十トン以上の近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数二十トン以上の乙区域若しくは甲区域内(船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令別表第1の適用に関する通則に定める海域をいう。)において従業する漁船で、連続で30日以上の実習による乗船履歴が付与され、かつ、その乗船履歴が有効である授業科目の単位

【変更前】

次の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 大学の水産系学部を卒業又は入学予定年度の前年度の3月に卒業見込みの者及び大学改革支援・学位授与機構により水産学系の学士の学位を授与された者又は入学予定年度の前年度の3月までに授与される見込みの者
- (2) 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則に規定する海技免状取得に必要な単位数として8単位以上
(航海に関する科目にあつては4単位以上、運用に関する科目にあつては2単位以上、法規に関する科目にあつては2単位以上)を修得し、又は修得したと本学が認めた者
- (3) 総トン数千六百トン以上の沿海区域を航行区域とする船舶、総トン数二十トン以上の近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数二十トン以上の乙区域若しくは甲区域内(船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令別表第1の配乗表の運用に関する通則に定める海域をいう。)において従業する漁船で、連続で30日以上の実習による乗船履歴がある者

※補充入学の募集は入学志願者の人数が入学定員を満たさない場合に、その欠員の範囲内で行います。

以上